

Ⅲ 関係機関との連携

1 子どものための相談窓口連絡会議

子どもアシストセンターでは子どもに関するさまざまな相談や救済の申立てを受けっていますが、札幌市内には他にも国、北海道、民間団体など多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくためには、行政機関だけではなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

そのため、相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民 22 機関が参加）」を開催しています（令和 5 年 3 月から北海道ヤングケアラー相談サポートセンターが参加）。

令和 4 年度は、9 月に 3 年ぶりとなる対面での会議を開催し、各機関の活動報告等に関する情報交換を行ったほか、令和 4 年 6 月に開設した北海道ヤングケアラー相談サポートセンターを招き、ヤングケアラーに関する相談・支援状況に関する講話を聴き、参加機関の学びの機会を提供しました。また、令和 5 年 3 月には、札幌市が令和 5 年 1 月に策定したヤングケアラー支援ガイドラインの説明や札幌市若者支援総合センターからヤングケアラーの相談・支援状況を紹介していただいたほか、機関相互の連携の事例等について情報交換を行いました。

今後も引き続き、子どもにとって最適なサポートを行うための連携協力を一層進めていきます。

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人の関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や、相談を通して見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、十分に理解をしてもらうことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

そのため、さまざまな機会をとらえて、学校や地域の関係団体などに対して積極的に活動状況の報告や説明会を行っています。

【主な報告機関等】

名 称	報告日
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	令和 4 年 8 月 25 日
札幌市学教連絡会	令和 4 年 9 月 27 日
北海道私立中学校・ 高等学校協会札幌支部会議	令和 4 年 11 月 14 日

3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

標記シンポジウムについては、子どもの権利の普及、地方における子ども施策のあり方を協議することを目的として、毎年開催されておりましたが、令和2年度から新型コロナウイルスの影響により中止となっていました。

令和4年度は、兵庫県明石市で「自治体におけるまちづくりと「こども基本法・こども家庭庁」」をテーマとして開催されました。

シンポジウムには、品川救済委員と事務局職員が現地参加し、他の自治体の子どものための相談・救済などの事業の現状について理解を深め、アシストセンター内でも情報を共有しました。

【会議内容及び日時】

- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム（全体会）

令和5年2月11日（土・祝）

- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム（第1分科会；子どもの相談・救済）

令和5年2月12日（日）

【場所】

西日本こども研修センターあかし

4 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部との連携

障がいを抱えた子どもやその保護者からの救済・相談等に適切に対応していくため、代表救済委員及び調査員と札幌市保健福祉局障がい保健福祉部の職員を交えた懇談会を開催し、将来に向けた連携に関する話し合いを行いました。

その結果、障がい児施設に従事する職員に向けた研修である令和4年度「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導」の項目に「子どもの権利」が追加され、障がい児施設の従事職員に向けて子どもの権利やアシストセンターについての学ぶ機会を提供できました。